

容量市場 実務説明会 (容量停止計画の調整業務) 対象実需給年度：2024年度

2022年6月

電力広域的運営推進機関

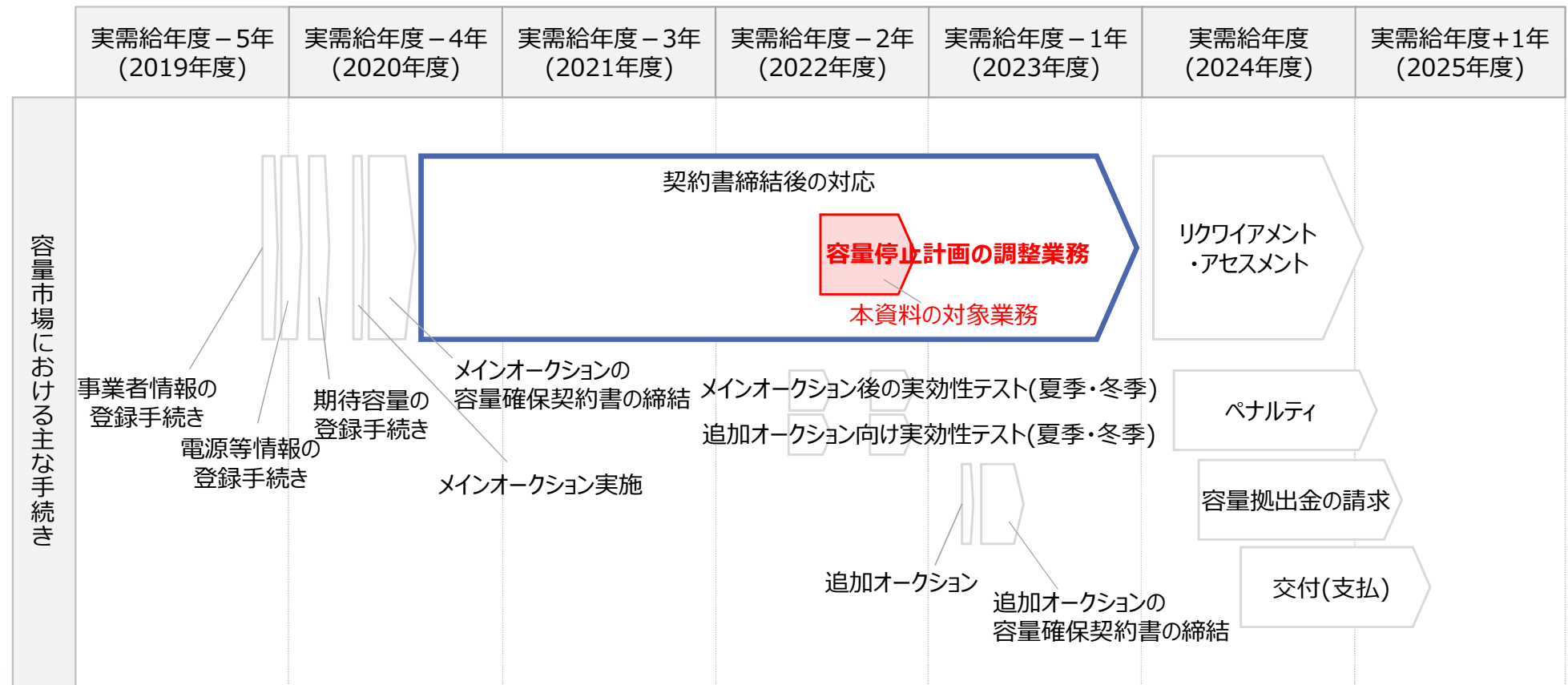
1. 本資料の対象業務	 3
2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像	15
3. 容量停止計画の提出手続	16
4. 容量停止計画の調整手続	30
5. 容量確保契約金額の減額の確定手続	36
6. FAQ・お問い合わせ先	44

1. 本資料の対象業務①

容量市場業務全体像における容量停止計画の調整業務の位置づけ

- 本資料では、安定電源と変動電源(単独)が、実需給年度2年前(2022年度)に実施する必要がある容量停止計画の調整業務の手続きおよび留意点を説明します。
- なお、この資料で説明する容量停止計画の調整業務は、実需給中のリクワイアメントである計画停止とは別のリクワイアメントとなります。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



1. 本資料の対象業務②

容量停止計画の調整業務を実施する電源等と目的

- 容量停止計画の調整業務は、メインオークションにて容量確保契約を締結した安定電源と変動電源（単独）、およびその差替先となった電源にとってのリクワイアメントの一つとなります。

本業務の対象となる電源等

**メインオークションで容量確保契約
締結済みの安定電源・変動電源(単独)※**

**メインオークションで容量確保契約
締結済みの安定電源・変動電源(単独)※
の差替先となった電源等**

容量停止計画の調整業務を行う目的

- 容量確保契約を締結した対象となる電源に対して、定期補修・中間補修等の容量停止計画を実需給年度2年前に調整することで、各エリア・各月の供給信頼度を確保することを目的としています。
- 安定電源・変動電源（単独）のリクワイアメントの一つ
(ご参考：募集要綱（対象実需給年度：2024年度）「第7章 契約条件 3.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」)

※変動電源(アグリゲート)、発動指令電源は対象外

1. 本資料の対象業務③

容量停止計画の調整業務を実施する作業等の考え方

- 実需給年度において対象となる作業等に伴い、電源の出力が停止又は抑制する計画がある場合、容量停止計画を提出します。

本業務の対象となる作業等※1

**電源等の維持・運営に必要な作業に伴い
出力停止等する場合**

**流通設備作業等※2に伴い
出力停止等する場合**

**従来からの地元自治体との協定等の
履行に伴い出力停止等する場合**

対象となる作業等の考え方

- ・ 「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修
- ・ 上記ガイドラインにより供給計画に計上される作業等

- ・ 流通設備作業等に伴う発電機の出力停止及び抑制

- ・ 供給計画に計上されている出力停止等を対象とする

※1 事故※3や運用による供給力の減少、燃料制約等に起因する出力停止等は、実需給年度2年前に行う容量停止計画の調整業務の対象外となります。

一方で、実需給期間中の出力停止等は、実需給期間中の計画停止のリクワイアメントの対象となります。詳細につきましては、今後公表される業務マニュアルをご参照ください。

※2 高圧及び低圧等の流通設備作業は本業務の対象外となります。

※3 事故等の電源トラブルにより長期停止が必要となり、実需給年度に出力低下する場合は調整業務の対象となります。

1. 本資料の対象業務④

容量停止計画の出力可能量の算定方法の考え方（1/2）

- 出力可能量の算定は供給計画への供給力計上と整合を図っていただく必要があります。供給計画への供給力計上は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」等もご参照ください。
- 容量停止計画の出力可能量を算定する際の留意点を以下にまとめます。

- 計画補修は、定期補修および中間補修※1とし、付帯作業等も考慮した補修日数

※1：日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、停止電力として見込まない

- 計画補修による停止電力は原則、月平均値
- 月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位に分けて算定
- 調整係数が適用される電源の出力可能量は調整係数を乗じて算定※2

※2：供給計画における調整係数が適用される電源の停止電力の反映方法は次頁にて説明

- 本機関が「2022年度供給計画で供給区域毎に指定する記載断面 ②月間計画の算定期間、指定時」において提示する算定期間として設定する「月間」、「前半（1日～15日）」、「後半（16日～30日）」※3の平均値として算定

※3：歴日数が31日の月は、後半の算定期間は16日～31日となる。

- 応札単位に電源が複数あり、計画補修時においても出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量※4を下回ることがなければ、容量停止計画の提出の省略が可能

※4：純揚水はアセスメント対象容量に調整係数を乗じた値と出力可能量を比較

1. 本資料の対象業務④

容量停止計画の出力可能量の算定方法の考え方（2/2）（調整係数について）

- 調整係数が適用される電源の供給力算定方法は次のとおり停止電力を反映してください。
 - 発電方式の区分（下表の電源種別）が純揚水以外は、調整係数に停止電力が考慮されているため、停止電力を0 kWとして出力可能量を算定 ※停止電力が0kWの場合でも作業計画把握のため、容量停止計画の提出は必要
 - 発電方式の区分（下表の電源種別）が純揚水の場合は、個別に停止電力を算定し、出力可能量を算定

太陽光・風力・自流式水力・揚水式水力の供給力算定方法について

5

電源種別		2022年度供給計画(2021年度供給計画以降)	
太陽光	全量	設備量※1×調整係数	
	余剰	(設備量(発電端値)－自家消費分)×調整係数	
風力		設備量※1×調整係数	
自流式水力	L5	設備量※1×調整係数＋調整能力	
	L5以外※2	調整池使用計画	
貯水池式水力		貯水池使用計画	
揚水式水力 ※3※4	純揚水		設備量※1×調整係数※5
	混合揚水	潜在計算有り	設備量※1×調整係数※5※6
		潜在計算無し	貯水池式水力に準じる

※1 設備量は基本的には送電端値(太陽光(全量)・風力は発電端値＝送電端値とみなす)

※2 調整係数を用いるかどうかは各社判断。調整係数を用いない場合は、調整池使用計画等により算出

※3 計画補修がある場合の供給力の算定方法はP7、8参照

※4 供給力評価にあたり、考慮すべきリスク(溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等)がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する

※5 補修や上池の水位制約を考慮した運転継続時間にあった値を使用。なお、純揚水と混合揚水の調整係数は同一

※6 自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出

(補足1) 電源 I 供給力については、発電事業者にて調整係数を用いて計上する。

(補足2) 調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、個別に停止電力の差し引きが必要。

(補足3) 沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。

(参考) 火力や新エネルギー(バイオマス、地熱、廃棄物)の供給力の算定方法は2021年度供給計画と同様

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例（1/5）

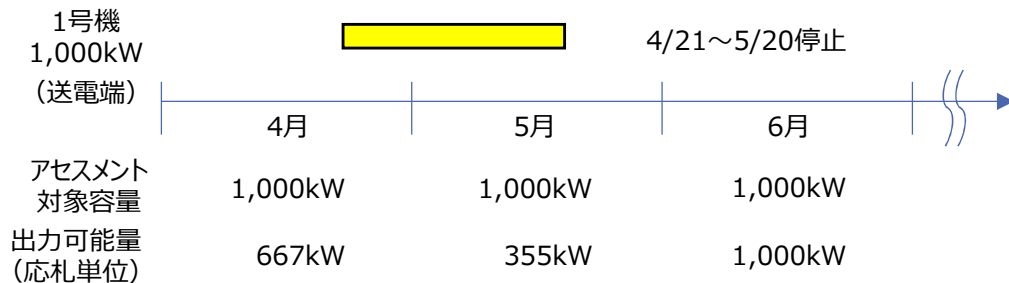
■ 容量停止計画を提出する際の具体的な考え方と想定ケースを示します。

- 応札単位での各月アセスメント対象容量に対して、作業等で出力可能性が下回る場合に、容量停止計画を提出
- 原則、作業単位※で容量停止計画を作成

※一連の作業として同時に実施する場合、作業を集約して容量停止計画を作成することも可

- 応札単位に複数電源がある場合及び同時期に複数の作業がある場合、応札単位での出力可能性と個別の容量停止計画で提出する出力可能性の合計は整合を取る必要がある
- 応札単位に複数電源があり、作業のない号機についても出力可能性に影響がある場合は容量停止計画を提出

ケース1：標準ケース



【容量停止計画の作成例】

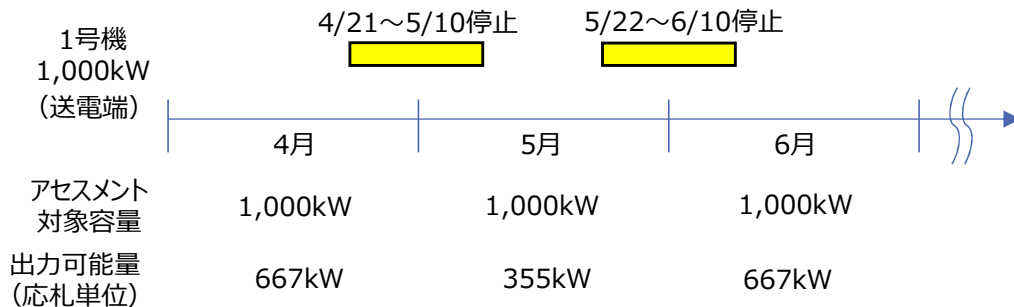
号機	期間	出力可能性	考え方
1	4/21～4/30	667kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$
1	5/1～5/20	355kW	$1,000 - (1,000 \times 20/31)$

月を跨ぐ場合は、月単位に作成

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例 (2/5)

ケース2：同月に複数作業がある場合



【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能量	考え方
1	4/21~4/30	667kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$
1	5/1~5/10	678kW	$1,000 - (1,000 \times 10/31) + 1※$
1	5/22~5/31	677kW	$1,000 - (1,000 \times 10/31)$
1	6/1~6/10	667kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$

同月に複数作業がある場合は、それぞれの作業として作成
※5月の応札単位での出力可能量に合わせるため調整

<同月に同一号機の複数作業がある場合の応札単位での出力可能量（期間の重複なし）>

応札単位での出力可能量

$$= \Sigma (\text{各作業の出力可能量}) - \text{供給力} \times (\text{計画の数} - 1)$$

$$\text{各作業の出力可能量} = \text{供給力} - \text{停止電力}$$

上記例の4月の応札単位での出力可能量

$$= 667\text{kW} - 1,000\text{kW} \times (1 - 1) \\ = 667\text{kW}$$

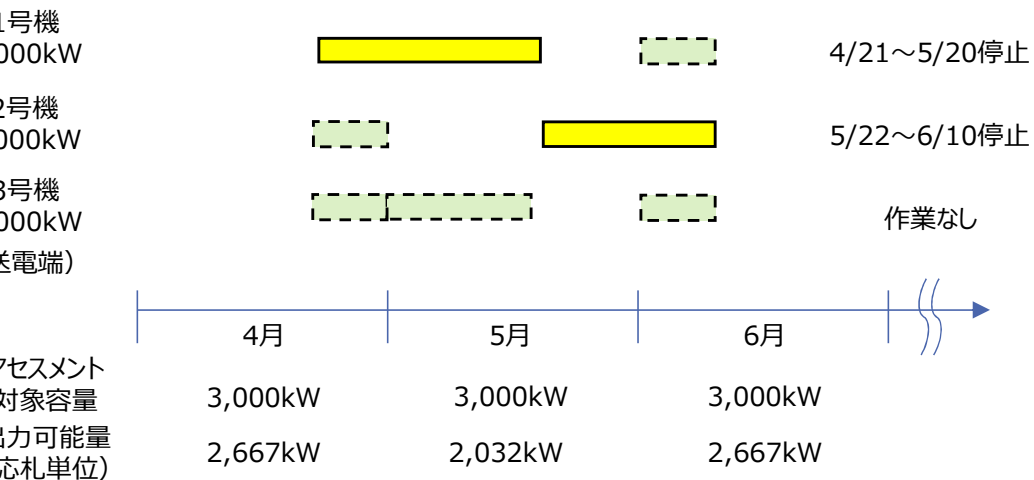
上記例の5月の応札単位での出力可能量

$$= (678\text{kW} + 677\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (2 - 1) \\ = 355\text{kW}$$

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例（3/5）

ケース3：応札単位に複数電源
(アセスメント対象容量3,000kW = 各電源の供給力（送電端）合計)



【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能量	考え方
1	4/21～4/30	667kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$
1	5/1～5/20	355kW	$1,000 - (1,000 \times 20/31)$
2	5/22～5/31	677kW	$1,000 - (1,000 \times 10/31)$
2	6/1～6/10	667kW	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$

容量停止計画の提出がある月は、作業のない電源についても容量停止計画の提出が必要であるが、出力可能量に影響がない場合は、提出の省略が可能
4月：2、3号機、5月：3号機、6月：1、3号機の提出を省略

＜応札単位に複数電源がある場合の応札単位での出力可能量＞

応札単位での出力可能量
= Σ (各電源の出力可能量)

各電源の出力可能量：ケース2 算定方法に準じる
容量停止計画が提出されていない電源は停止電力0kWで計上

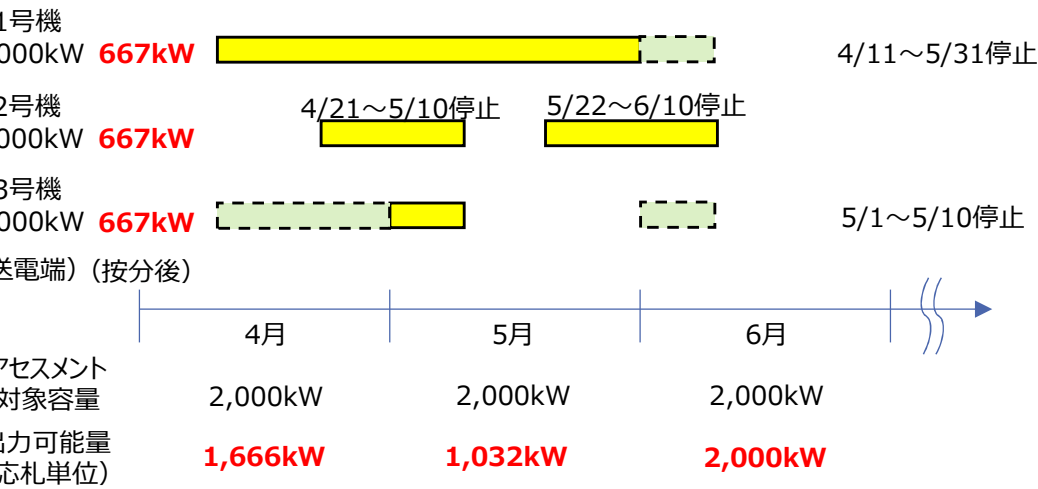
上記例の4月の応札単位での出力可能量
= 667kW + 1,000kW + 1,000kW
= 2,667kW

上記例の5月の応札単位での出力可能量
= 355kW + 677kW + 1,000kW
= 2,032kW

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例（4/5）

ケース4：応札単位に複数電源
(アセスメント対象容量2,000kW < 各電源の供給力（送電端）合計）



※アセスメント対象容量 < 各電源の供給力（送電端）合計の場合は、次の手順で容量停止計画を作成

①作業停止時の応札単位での出力可能量を確認
上記例の電源と作業予定では応札単位での出力可能量は次のとおり
4月：1,666kW、5月：1,032kW、6月：2,000kW

②各作業の容量停止計画を作成
アセスメント対象容量を各電源の供給力（送電端）で按分した供給力を基準とし、出力可能量を算定
1号機の供給力(按分後)
 $667\text{kW} = 1,000\text{kW} \times 2,000\text{kW} \div (1,000\text{kW} + 1,000\text{kW} + 1,000\text{kW})$

③応札単位のアセスメント対象容量と整合を取るよう出力可能量を修正
出力可能量は応札単位でのアセスメント対象容量と整合を取るよう設定
容量停止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能量	考え方
1	4/10~4/30	555kW※	$667 - (667 \times 20/30) + 333$
2	4/21~4/30	444kW	$667 - (667 \times 10/30)$
1	5/1~5/31	0kW	$667 - (667 \times 31/31)$
2	5/1~5/10	452kW	$667 - (667 \times 10/31)$
2	5/22~5/31	452kW	$667 - (667 \times 10/31)$
3	5/1~5/10	795kW※	$667 - (667 \times 10/31) + 225$
2	6/1~6/10	666kW※	$667 - (667 \times 10/30) + 222$

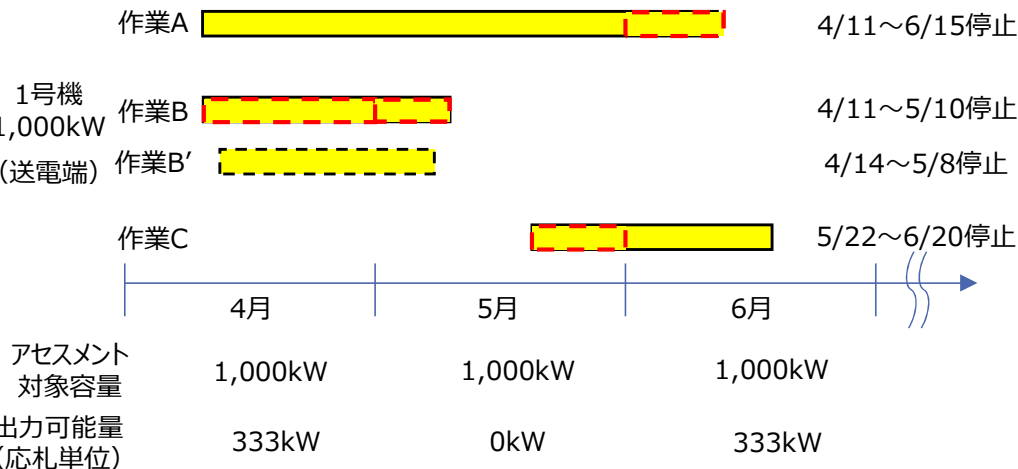
応札単位で各電源の出力可能量の合計と整合を取るように容量停止計画を提出
※作業のある電源の出力可能量を補正し、応札単位での出力可能量と整合を取る
各電源の出力可能量への配分は任意に設定可

【上記例の出力可能量の考え方】
応札単位の出力可能量 = Σ （各電源の出力可能量）
・4月の応札単位での出力可能量
 $1,666\text{kW} = 555\text{kW} + 444\text{kW} + 667\text{kW}$
1号機は+333kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合
3号機は容量停止計画未提出のため、停止電力0kW(667kW)で評価
・5月の応札単位での出力可能量
 $1,032\text{kW} = 0\text{kW} - (452\text{kW} + 452\text{kW} - 667\text{kW}) + 795\text{kW}$
2号機は複数計画提出時の出力可能量の考え方（ケース2参照）
3号機は+225kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合
・6月の応札単位での出力可能量
 $2000\text{kW} = 667\text{kW} + 666\text{kW} + 667\text{kW}$
2号機は+222kW修正し、応札単位のアセスメント対象容量に整合
1、3号機は容量停止計画未提出のため、停止電力0kW(667kW)で評価

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例（5/5）

ケース5：同一電源で複数作業が重複している場合



- ・4/11~5/10、5/22~6/15の間で作業が重複
- ・作業B'が作業Bの停止期間内で実施される場合、作業Bに集約して提出が可能
上記例において、作業B'は作業Bに集約して容量停止計画を作成

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能量	考え方
1	4/11~4/30	333kW	$1,000 - (1,000 \times 20/30) \cdots$ 作業A
1	4/11~4/30	1,000kW※	$1,000 - (1,000 \times 0/30) \cdots$ 作業B
1	5/1~5/31	0kW	$1,000 - (1,000 \times 31/31) \cdots$ 作業A
1	5/1~5/10	1,000kW※	$1,000 - (1,000 \times 0/31) \cdots$ 作業B
1	5/22~5/31	1,000kW※	$1,000 - (1,000 \times 0/31) \cdots$ 作業C
1	6/1~6/15	1,000kW※	$1,000 - (1,000 \times 0/30) \cdots$ 作業A
1	6/1~6/20	333kW	$1,000 - (1,000 \times 20/30) \cdots$ 作業C

応札単位で各作業の出力可能量の合計と整合※を取るように容量停止計画を提出

※各作業への配分は任意に設定可

上記例では4、5月は作業Aに、6月は作業Cに停止量を織り込み、他作業の停止電力を0kWとして作成

<作業が同月に複数ある場合の応札単位の出力可能量と各作業の出力可能量の関係>
応札単位での出力可能量

$$= \sum (\text{各作業の出力可能量}) - \text{供給力} \times (\text{計画の数} - 1)$$

$$\text{各作業の出力可能量} = \text{供給力} - \text{停止電力}$$

上記例の4月の応札単位での出力可能量

$$= (333\text{kW} + 1,000\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (2 - 1) \\ = 333\text{kW}$$

上記例の5月の応札単位での出力可能量

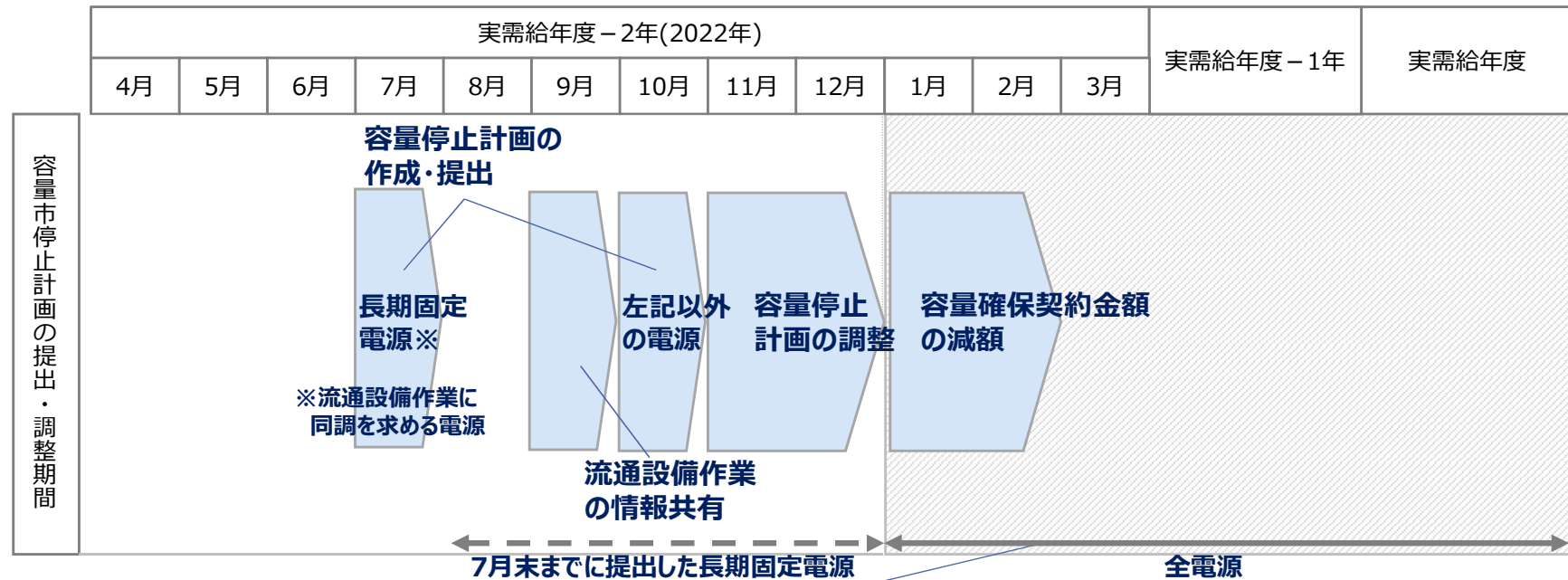
$$= (0\text{kW} + 1,000\text{kW} + 1,000\text{kW}) - 1,000\text{kW} \times (3 - 1) \\ = 0\text{kW}$$

1. 本資料の対象業務⑥

容量停止計画の調整業務に係る業務の全体スケジュール

- 容量停止計画の調整業務に係る手続のスケジュールは以下の通りです。
- 容量停止計画の提出や調整は、それぞれ指定期間内に実施していただく必要があります。スケジュールに関する留意点の詳細については業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)もご参照ください。

【容量停止計画の調整業務に係る全体スケジュール】



⊘ 容量停止計画の追加・変更原則禁止

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。判明次第直ちに容量市場システムに容量停止計画（年間）を登録してください。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

- 容量停止計画の調整業務に係る手続を実施するときに参照すべきマニュアルは以下2種類です。
- 本説明会資料は、業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)を基に、主にシステム画面の操作を含む業務の手順や留意点を記載しています。

業務マニュアル 容量停止計画 の調整業務編

- 具体的な手続きや主要なシステム操作方法など、容量停止計画の調整業務を円滑に行っていたために必要な情報を記載しています。
- 【容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編】
https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

容量市場 システム マニュアル

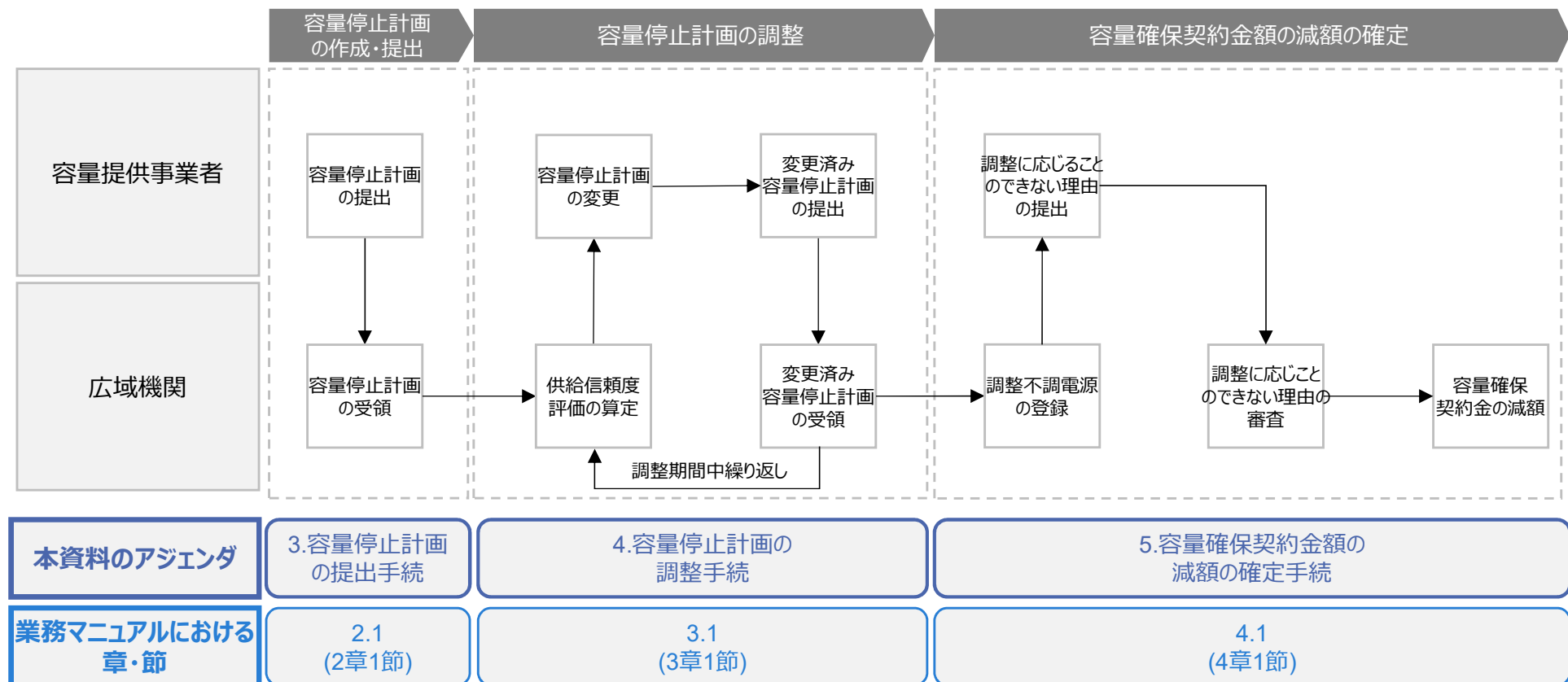
- 容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。
- 【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html
 - (参考) 180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理
 - 181_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理_別冊
 - 500_容量市場システムマニュアル_別冊_ファイル項目一覧(シート: 031、032、032補足)
 - 880_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録_サンプル
 - 890_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括変更_サンプル
 - 891_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録変更_サンプル

2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像

容量停止計画の調整業務に係る業務のフロー

- 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像は以下の通りです。
- 次頁以降にて手続きの留意点をご説明します。容量市場システム操作が必要な手続きについては、システム画面と合わせて手順をお示しします。

【容量停止計画の調整業務に係る業務フローと本資料・マニュアルの記載箇所】

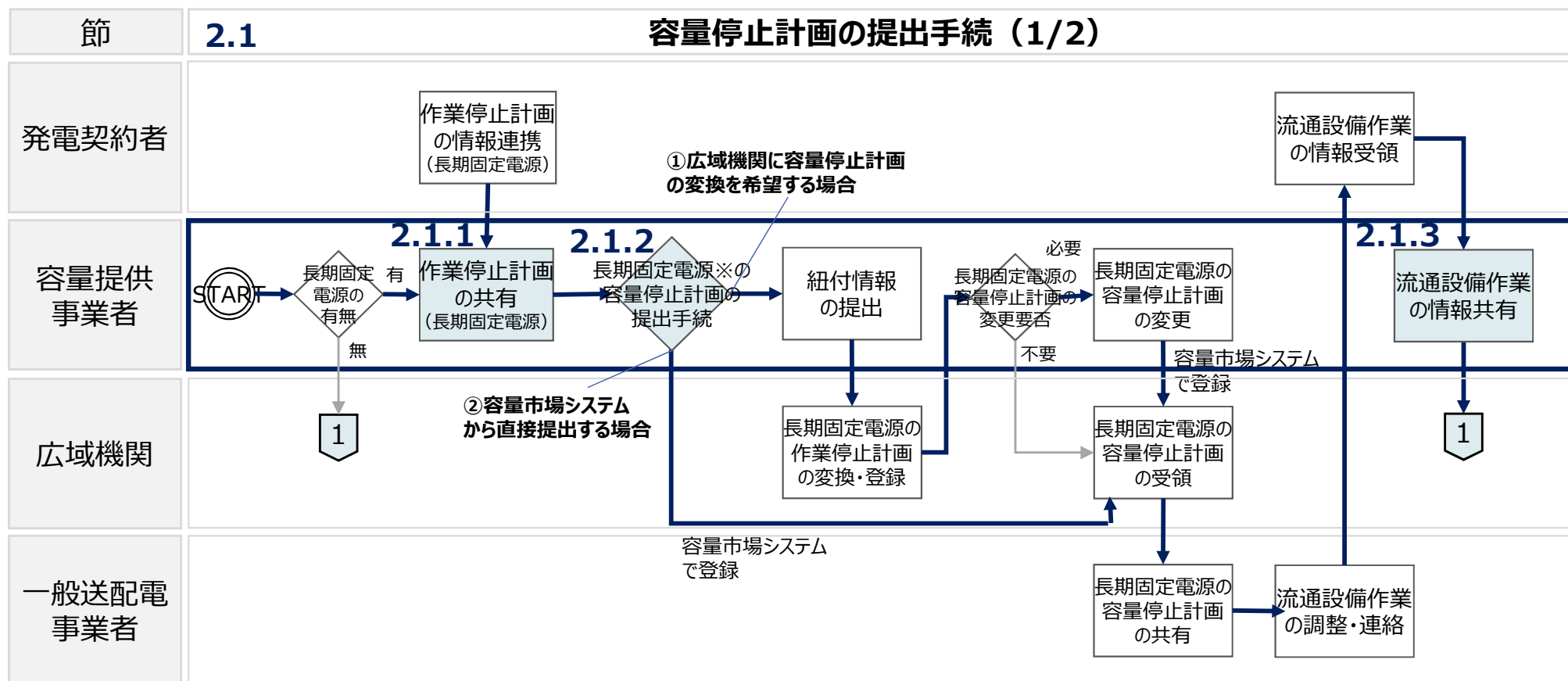


3. 容量停止計画の提出手続①

業務全体像（1/2）

- 容量停止計画の提出手続に係る業務全体像（1/2）は以下の通りです。
- 本資料では、手続上の留意点およびシステム画面の操作を行う「2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出手続」を中心に業務の手順をご説明します。

凡例 → 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ



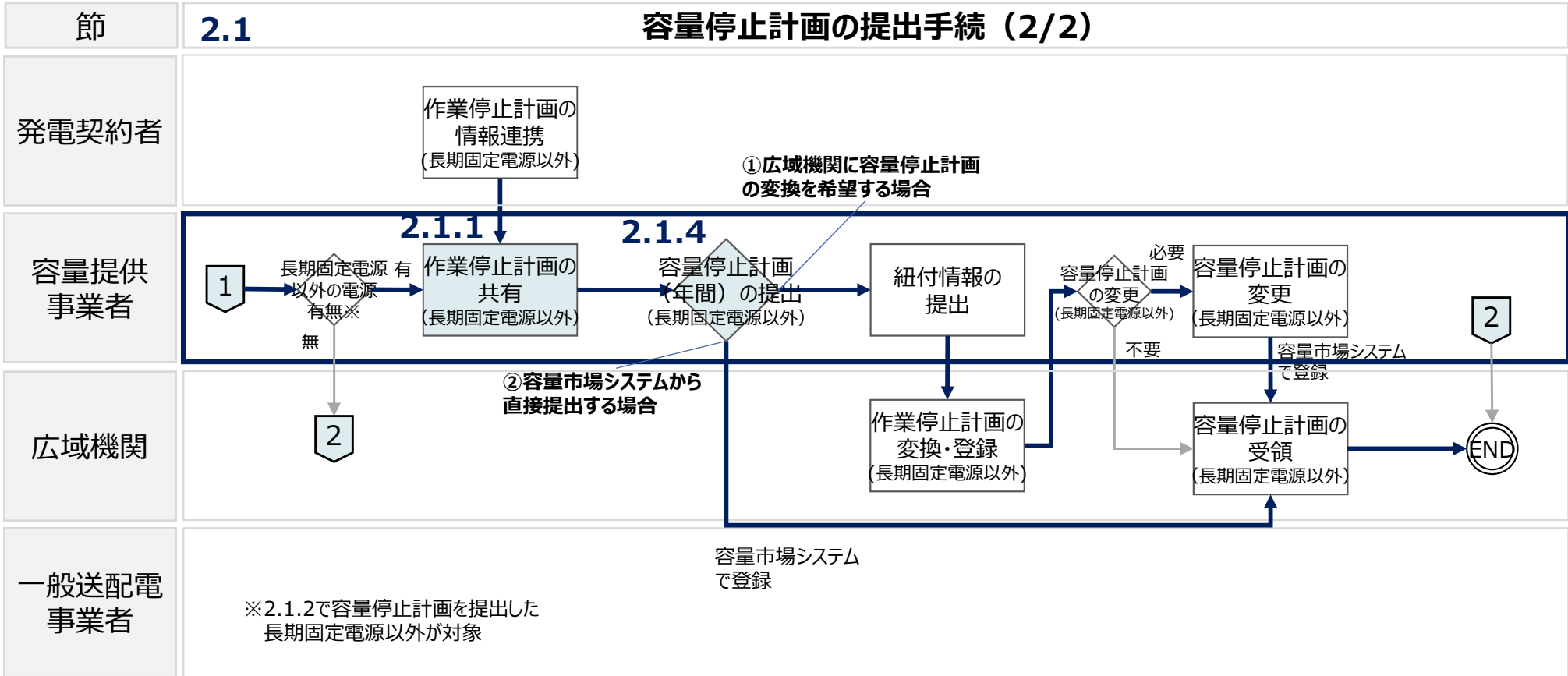
※2.1.2は長期固定電源のうち
流通設備作業に
同調を求める電源が対象

3. 容量停止計画の提出手続①

業務全体像（2/2）

- 容量停止計画の提出手続に係る業務全体像（2/2）は以下の通りです。
- 本資料では、手続上の留意点およびシステム画面の操作を行う「2.1.4 容量停止計画（年間）の提出」を中心に業務の手順をご説明します。

凡例→ 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ



3. 容量停止計画の提出手続②

容量停止計画の提出期限について

- 流通設備作業に伴い長期固定電源に出力抑制等が発生する場合、流通設備作業を長期固定電源の作業停止に同調することを原則※としているため、長期固定電源とそれ以外の電源で容量停止計画の提出期限が異なります。

※一般送配電事業者における調整の結果、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません

本業務の対象となる電源	提出期限	考え方
長期固定電源	2022年7月末日	・ 長期固定電源 (原子力、水力(揚水式を除く)又は地熱) ・ 流通設備作業に同調を求める長期固定電源
長期固定電源(上記以外) 長期固定電源以外の電源	2022年10月末日	・ 上記で容量停止計画を提出していない長期固定電源 ・ 長期固定電源以外の全ての対象電源

3. 容量停止計画の提出手続③

容量停止計画の追加・変更について

- 容量停止計画の追加・変更※¹は原則認められません。

※¹：2022年7月末までに提出した長期固定電源は2022年7月末以降、それ以外の電源は2022年12月末以降に追加・変更を行う場合

- ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因などによる追加・変更はこの限りではありません。
- やむを得ない理由により作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意※²が得られることを基本に、追加・変更が認められます。

※²：同意を得る主体は容量提供事業者となり、具体的な手続（連絡先リストの提供等）は属地一般送配電事業者と協議となります

- 容量停止計画の追加・変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される1.5倍の経済ペナルティが科される※³場合があります。

※³：流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません

3. 容量停止計画の提出手続④

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（作業停止計画の共有）

容量市場に参加する電源について、作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する作業停止計画と整合を図る必要があります。

＜作業停止計画の共有＞

- 容量提供事業者が発電契約者でない場合、発電契約者から情報共有を受け、作業停止計画と整合を図ったうえで容量停止計画を作成してください。
- 作業調整を行う場合についても、発電契約者と情報共有を行い対応を行ってください。
- 作業停止計画が追加・変更となる場合は、容量停止計画の追加・変更も必要となります。

3. 容量停止計画の提出手続⑤

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（作業停止計画の変換）（1/4）

- 新規の容量停止計画を定められた提出期間中に提出する場合、2つの方法※から選択が可能です。
 - 容量提供事業者からの依頼に基づき、広域機関で作業停止計画から容量停止計画に変換
 - 容量提供事業者が自ら容量市場システムに提出

※提出期間以外及び容量停止計画の変更は、容量市場システムに直接提出してください。

■ 作業停止計画から容量停止計画への変換を希望する場合の手続き

- 作業停止計画から容量停止計画への変換を希望する場合、作業停止計画を登録した際に附番される広域受付番号（7桁）を発電契約者から共有を受ける
- 本機関に広域受付番号をメールにて提出
- 作業停止計画からの変換は、新規の計画提出にのみ対応
（計画変更は容量市場システムから行う）

■ 作業停止計画が提出されていない、もしくは広域受付番号が入手できない場合

- 容量提供事業者にて作業時期・内容を検討し、容量停止計画を作成
- 容量市場システムに容量提供事業者が自ら提出

3. 容量停止計画の提出手続⑤

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（作業停止計画の変換）（2/4）

- 作業停止計画の変換は、広域機関HPに公表している広域受付番号入力シートを用います。
- 以下の手順に従い、広域受付番号（7桁）の提出を行ってください。

● Excelファイルの取得

本機関のHP※より「様式1 広域受付番号入力シート」をダウンロードします。

- ・ 容量停止計画の調整業務編

■ 容量市場業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編) (対象実需給年度：2024年度) (1444KB)

■ 容量市場業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編) (対象実需給年度：2024年度) 様式1 広域受付番号入力シート (16KB)

※https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

以下を順に押下し、2024年度実需給関連ページを表示。
「容量市場関係の方」>「容量市場」
>「実需給関連（募集要綱、約款、マニュアル、応札関係等）」
>「2024年度実需給関連」

● 必要事項の入力

「様式1 広域受付番号入力シート」に必要事項を記入します。

様式1
広域受付番号入力シート

容量停止計画調整の対象電源のうち、別途提出する作業停止計画と連携し、容量停止計画の作成を希望する場合は、以下に必要情報を記入し、提出してください。
※広域受付番号は、作業停止計画提出時に発番されます。広域機関システム等でご確認ください。

項目			
事業者コード	電源等識別番号	枝番	広域受付番号

事業者コード : 事業者コード（4桁）
電源等識別番号 : 電源等識別番号（10桁）
枝番 : 電源等情報詳細画面の詳細情報一覧における枝番を記入
広域受付番号 : 作業停止計画提出時に広域機関システムで発番された番号（7桁）

3. 容量停止計画の提出手続⑤

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（作業停止計画の変換）（3/4）

- 広域受付番号入力シートは、提出期限の10営業日前までにメールで提出してください。
- なお、提出期間以外及び計画変更は容量停止計画を直接容量市場システムに提出してください。

メール送信先：容量市場受付窓口 youryou_uketsuke@occto.or.jp

「作業停止計画の変換」を希望する際のスケジュール

流通設備作業に同調を求める
長期固定電源

7月末日の
10営業日前まで

7月末日まで

広域受付番号入力シート
提出

変換された容量停止計画
の確認・修正

左記以外の電源

10月末日の
10営業日前まで

10月末日まで

広域受付番号入力シート
提出

変換された容量停止計画
の確認・修正

3. 容量停止計画の提出手続⑤

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（作業停止計画の変換）（4/4）

- 広域受付番号を受領後、本機関にて容量停止計画に変換し容量市場システムに登録します。
- なお、作業停止計画から変換する際に、前提条件のもと変換を行います。
- 容量提供事業者は容量市場システムに登録された容量停止計画を必ず確認し、自身で算定した数値と異なる場合は、容量停止計画の変更を行ってください。

【容量停止計画への変換時の前提条件】

- 作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定
- 応札単位に複数の電源がある場合、各電源の設備容量でアセスメント対象容量を按分
- 停止時間は考慮せず、停止日単位で停止電力の月平均値を算定
- 算定した出力可能量が0kWとなる場合は、1kWに修正
- 月を跨ぐ作業計画は各月に分割し、容量停止計画を作成
- 作業停止計画を提出している号機の容量停止計画のみ作成

3. 容量停止計画の提出手続⑥

「2.1 容量停止計画の提出手続」における留意点（流通設備作業の情報共有）

容量提供事業者が発電契約者でない場合、容量提供事業者は発電契約者から流通設備作業の情報共有を受けて容量停止計画を作成してください。

＜流通設備作業の情報共有＞

- 属地一般送配電事業者は、長期固定電源の容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力抑制等を伴う流通設備作業を調整します。当該流通作業に関する事項は9月末日までに発電制約が必要となる発電契約者に属地一般送配電事業者から通知されます。
- 通知される内容は、次に示す流通作業の全てを満たすことを基本とし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知※されます。
 - 広域連系系統における作業停止計画
 - 停止期間が30日程度を超える作業停止計画
 - 流通設備作業により発電抑制を伴う作業停止計画

※9月末以降に流通設備作業の通知・変更がある場合は、この条件によらず都度通知

3. 容量停止計画の提出手続⑦

「2.1.2.1 容量停止計画(年間)の提出」におけるシステム操作・留意点 (1/4)

- 「2.1.2.1 容量停止計画(年間)の提出」は、容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画(年間)の提出を行ってください。

● CSVファイルのダウンロード

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

容量市場システム

ログイン日時: 2022/06/15 10:30 ユーザ名: 検査 ア(フェーズ2) ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面

事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y02												
実需給年度	半角英数字で入力してください。 [Input Field]												
電源等識別番号	半角英数字で入力してください。 [Input Field]												
容量停止計画登録状況	容量停止計画登録状況を絞り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) <table><tr><td>☐ 登録確認待</td><td>☐ 変更確認待</td><td>☐ 取消確認待</td><td>☐ 調整不調電源反映済</td></tr><tr><td>☐ 登録確認中</td><td>☐ 変更確認中</td><td>☐ 取消確認中</td><td>☐ 調整不調電源取消済</td></tr><tr><td>☐ 登録確認待取下げ</td><td>☐ 変更確認待取下げ</td><td></td><td></td></tr></table>	☐ 登録確認待	☐ 変更確認待	☐ 取消確認待	☐ 調整不調電源反映済	☐ 登録確認中	☐ 変更確認中	☐ 取消確認中	☐ 調整不調電源取消済	☐ 登録確認待取下げ	☐ 変更確認待取下げ		
☐ 登録確認待	☐ 変更確認待	☐ 取消確認待	☐ 調整不調電源反映済										
☐ 登録確認中	☐ 変更確認中	☐ 取消確認中	☐ 調整不調電源取消済										
☐ 登録確認待取下げ	☐ 変更確認待取下げ												

設定用CSV出力 検索

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

3. 容量停止計画の提出手続⑦

「2.1.2.1 容量停止計画(年間)の提出」におけるシステム操作・留意点 (2/4)

- CSVファイルの編集は次の点に留意してください。

● CSVファイルの編集

ダウンロードしたCSVファイルを編集します。

編集の際、桁数や0落ちなどに注意してください

ダウンロードしたCSVファイル
【容量停止計画設定CSV出力時】

容量停止計画ID", "実需給年度", "電源等識別番号", "電源等の名称", "受電地点特定番号", "枝番", "停止設備(号機単位の名称)", "系統コード(号機単位)", "作業開始年月日", "作業開始時分", "作業終了年月日", "作業終了時分", "広域受付番号", "出力可能容量[kW]", "容量停止計画登録状況", "登録区分"

[illegible]

1行目のヘッダ部分（“容量停止計画ID”～“登録区分”の部分）では、ダブルクォーテーション“”を削除しないでください。

2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）では、ダブルクォーテーション[""]を削除してください。

(ダブルクォーテーション[""] を付けないでください。)

【CSV提出時（必要項目入力後）】

容量停止計画ID,"実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","受電地点特定番号","枝番","停止設備(号機単位の名称)","系統コード(号機単位)","作業開始年月日","作業開始時分","作業終了年月日","作業終了時分","広域受付番号","出力可能容量[kW]","容量停止計画登録状況","登録区分"

[illegible]

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は
1を入力

CSVファイルに記載する項目一覧

No	項目	入力内容
①	容量停止計画ID	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
②	実需給年度	編集しない（入力済みの値のまま）
③	電源等識別番号	編集しない（入力済みの値のまま）
④	電源等の名称	編集しない（入力済みの値のまま）
⑤	受電地点特定番号	編集しない（入力済みの値のまま）
⑥	枝番	編集しない（入力済みの値のまま）
⑦	停止設備（号機単位の名称）	編集しない（入力済みの値のまま）
⑧	系統コード（号機単位）	編集しない（入力済みの値のまま）
⑨	作業開始年月日	yyyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2024年10月1日に作業開始の場合「20241001」と入力
⑩	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑪	作業終了年月日	yyyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2024年10月3日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑫	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 注：24:00の場合「2359」と入力 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力
⑬	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号を入力 広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力
⑭	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。 出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力
⑮	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑯	登録区分	1,2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

3. 容量停止計画の提出手続⑦

「2.1.2.1 容量停止計画(年間)の提出」におけるシステム操作・留意点 (3/4)

- 「2.1.2.1 容量停止計画(年間)の提出」は、容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画(年間)の提出を行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

初回提出：容量停止計画_0123_2024_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 コード	対象 実需給年度	電源等識別番号	枝番※	変更 回数
------------	-------------	---------	-----	----------

※枝番はファイルを分割する場合のみ

＜容量停止計画をまとめる場合の留意点＞

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。

①

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

②

＞「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

- ※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。
- ※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

- 容量停止計画を誤って提出してしまった場合、容量停止計画を取下げることができます。
- 容量停止計画の取下げは次の手順で行ってください。

● CSVファイルの取り下げ

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で
実需給年度を入力、「検索」を押下します。表示された一覧から取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて「取
下げ」を押下します。「容量停止計画登録状況」が「登録確認待」及び「変更確認待」の場合のみ取下げが可能です

【容量停止計画一覧画面】

容量停止計画システム

ログイン日時: 2022/04/21 09:28

ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2)

ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP

>

容量停止計画

>

容量停止計画管理

>

容量停止計画一覧画面

事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y04
実需給年度	角数字で入力してください。
電源等識別番号	角英数字で入力してください。
容量停止計画登録状況	容量停止計画登録状況を絞り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) ☐ 登録確認待 ☐ 変更確認待 ☐ 取消確認待 ☐ 調整不調電源反映済 ☐ 登録確認中 ☐ 変更確認中 ☐ 取消確認中 ☐ 調整不調電源取消済 ☐ 登録確認待取下 ☐ 変更確認待取下 ☐

設定用 CSV出力

検索

Copyright ©COTO. All Rights Reserved.

【容量停止計画の取下げイメージ】

容量市場システム

ログイン日時：2022/04/25 20:09
ユーザー名：根場 ア(フェーズ2) ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面

容量停止計画情報一覧						
1 - 1件 (全1件)						
<<最初	<前へ	1	次へ>	>>最後		
選択	容量停止計画ID *	実施給年度 *	電源等識別番号 *	電源等の名称 *	受電地点特定番号 *	停止設備（号機単位の名前）
☒	0000000708	2036	0000009134	Ph3_電源7Y02_安定1	3300000000000000000007	1号機

取下げたい容量停止計画にチェックを入れる

取下げ
取消

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

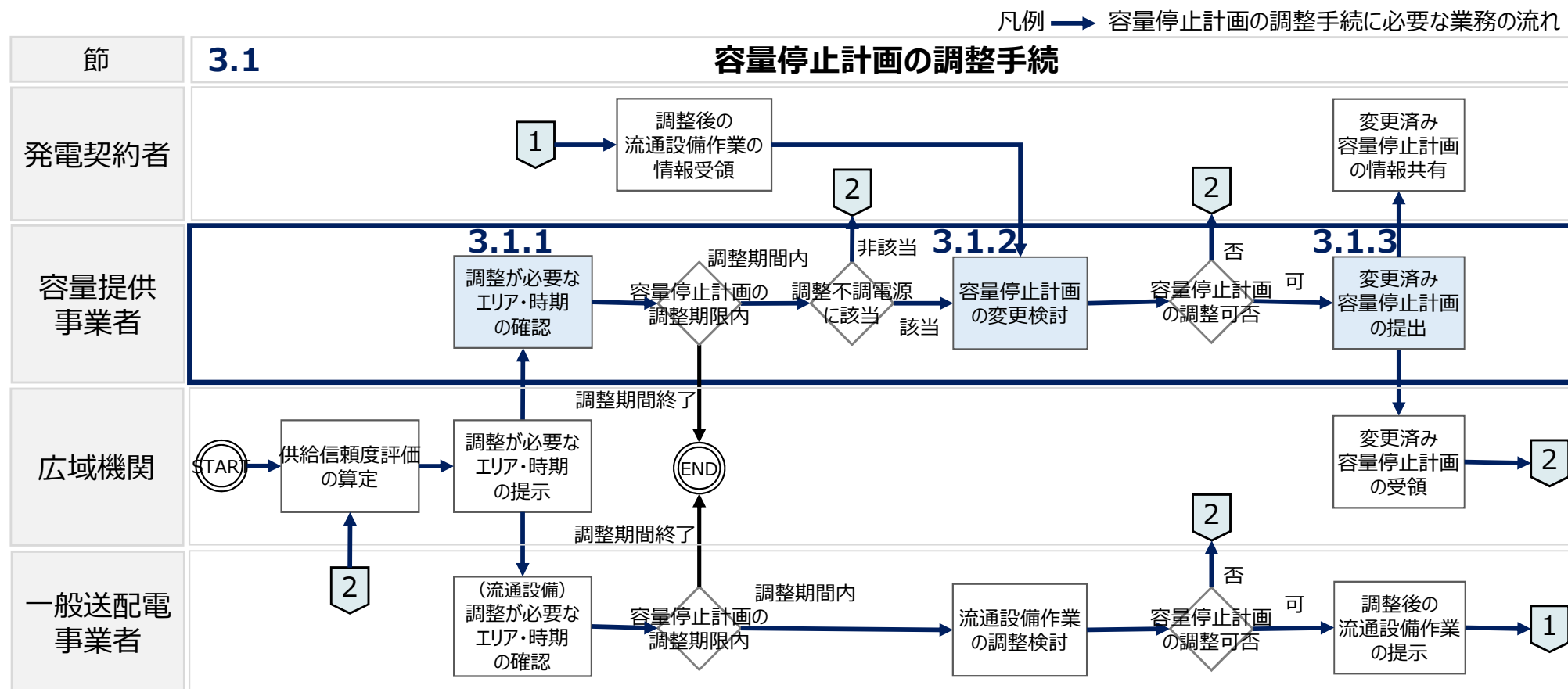
4. 容量停止計画の調整手続①

業務全体像

容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編 P28-36

30

- 容量停止計画の調整手続に係る業務全体像は以下の通りです。
- 本資料では、手続上の留意点およびシステム画面の操作を行う「3.1.3 変更済み容量停止計画の提出」を中心に業務の手順をご説明します。



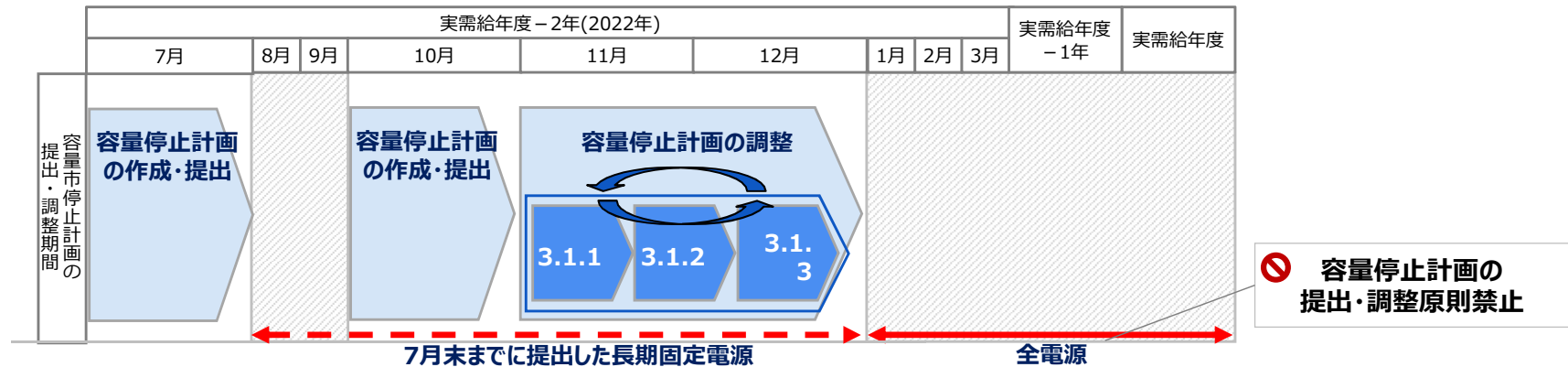
4. 容量停止計画の調整手続②

「3.1 容量停止計画の調整手続き」における留意点(1/3)

容量停止計画の調整にあたり、以下の留意点をご確認ください。

■ 容量停止計画の調整手続き

- 容量提供事業者は各エリアの供給信頼度の確保状況を踏まえ、容量停止計画の調整を行う必要があります。実需給年度2年前の2022年11月から12月末までの期間中、「3.1 容量停止計画の調整手続き」の作業を繰り返し行うことがあります。
- なお、調整期間の終了後に容量停止計画を追加・変更し、供給信頼度確保に影響を与える際は通常の算出方法により科される経済的ペナルティの1.5倍が科される場合がありますのでご注意ください。(下記赤線の期間)



■ 調整が必要なエリア・時期の確認

- 調整不調電源への登録通知や、調整不調電源への登録状況変更通知電源毎に、容量市場システムの事業者及び管理者のユーザID(2件)に登録されているメールアドレスに対して送付されます。
- 供給信頼度計算結果の通知は、容量市場システムのお知らせに掲載され、メールが送付されます。
- 調整が必要なエリア・時期は供給信頼度計算結果の通知において確認してください。

4. 容量停止計画の調整手続②

「3.1 容量停止計画の調整手続き」における留意点(2/3)

容量停止計画の調整にあたり、以下の留意点をご確認ください。

■ 容量停止計画の変更検討

容量停止計画の変更は、期間によって調整可能対象が異なります。

	期間	調整可能な電源	容量停止計画の調整先として選択可能な期間
STEP1	11月第1週～第2週	全電源	全期間に自由に変更可能
STEP2	11月第3週～12月第1週	全電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできない
STEP3	12月第2週～12月第4週	原則調整不調電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできない
STEP4※	12月第5週	個別調整対象の電源	個別調整により判断

※供給信頼度に影響を与える状況が解消される見込みがない場合に限り実施

- 各STEP終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。
- 調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として登録された状態が一旦無効となり、STEP終了時点で再度判定を行います。

4. 容量停止計画の調整手続②

「3.1 容量停止計画の調整手続き」における留意点(3/3)

本機関は、調整期間中において、毎営業日に変更された容量停止計画を反映し、各エリア・時期の供給信頼度の確保状況等を確認します。

算定結果は容量市場システムのお知らせに掲載され、メールが送付されます。

その後、容量市場システムのトップ画面の「お知らせ一覧」にて確認ができます。

■ 本機関が提示する情報

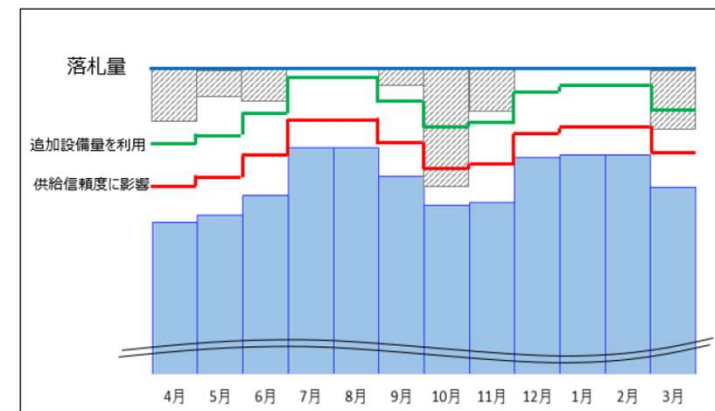
➤ 調整が必要なエリア・時期の情報

- ・エリア、月毎の作業停止可能量
- ・エリア、月毎の作業停止量
- ・EUE算定結果（供給信頼度算定結果）

➤ 減額率の試算に必要となる情報

- ・エリア、月毎の作業停止量
- ・エリア、月毎の追加設備量を利用している量
- ・エリア、月毎の供給信頼度確保に影響を与えている量
- ・エリア、月毎の追加設備量を利用する量（基準値）

エリア	4月			5月			...	3月		
	作業停止可能量	作業停止量	EUE	作業停止可能量	作業停止量	EUE		作業停止可能量	作業停止量	EUE
A	130万～150万kW	50万kW	0.001	150万～200万kW	180万kW	0.001	...	150万～200万kW	50万kW	0.002
B	50万～60万kW	80万kW	0.001	70万～100万kW	60万kW	0.002	...	70万～100万kW	40万kW	0.008
C	20万～50万kW	10万kW	0.002	50万～70万kW	50万kW	0.01	...	50万～70万kW	100万kW	0.008
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
D	30万～40万kW	45万kW	0.0062	40万～50万kW	50万kW	0.0059	...	40万～50万kW	10万kW	0.006



提示する情報のイメージ

「3.1.3.1 調整済み容量停止計画の提出」におけるシステム操作・留意点（1/2）

- 作業調整が完了した後に、容量停止計画を変更します。
- 「3.1.3.1 調整済み容量停止計画の提出」は、以下の手順に従い、調整済み容量停止計画(年間)の提出を行ってください。

● CSVファイルのダウンロード

容量市場システム「ポータルトップ画面」＞「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下＞「容量停止計画一覧」で実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

● CSVファイルの編集

ダウンロードしたCSVファイルをテキストファイル形式で開き編集します。 ※登録区分には2を入力します。

※「2.1.2.1容量停止計画(年間)の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。

ダウンロードしたCSVファイル 【容量停止計画設定CSV出力時】

容量停止計画ID	"実需給年度"	"電源等識別番号"	"電源等の名称"	"受電地点特定番号"	"枝番"	"停止設備(号機単位の名称)"	"系統コード(号機単位)"
作業開始年月日	作業開始時分	作業終了年月日	作業終了時分	広域可能容量削減	出力可能容量削減	容量減止計画登録状況	登録区分
"0000001302"	"2024"	"0000006102"	"Ph3 電源Y02 安走"	"330000000000000000000007"	"2"	"1号機"	"1111","20240401","1200","20240430","1200","1234567890","1500","02",""
"0000001303"	"2024"	"0000006102"	"Ph3 電源Y02 安走"	"330000000000000000000007"	"3"	"2号機"	"1111","20240401","1200","20240430","1200","1234567890","1500","02",""
"2024"	"0000006103"	"Ph3 電源Y02 安走"	"330000000000000000000010"	"1"	"1号機"	"2111",""	"",""
"2024"	"0000006104"	"Ph3 電源Y02 安走"	"330000000000000000000019"	"1"	"1号機"	"1111",""	"",""

1行目のヘッダ部分（“容量停止計画ID”～“登録区分”の部分）では、ダブルクォーテーション“””を削除しないでください。
2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）では、ダブルクォーテーション“””を削除してください。
（ダブルクォーテーション“””を付けないでください。）

【CSV提出時（必要項目入力後）】

容量停止計画ID	実施期年度	電源等識別番号	電源等の名称	受電地点特定番号	枝番	停止設備(号機単位の名称)	系統コード	(号機単位)
作業開始年月日	作業開始年月日	作業終了年月日	作業終了時分	入降着付番				
0000001302,2024,0000006102,P-3	電源Y02	安定	,33000000000000000000007,2,2	号機	1111	20240401,1200,20240430,1200,1234567890,1500,02	2	2
0000001303,2024,0000006102,P-3	電源Y02	安定	,33000000000000000000007,3,3	号機	1111	20240401,1200,20240430,1200,1234567890,1500,02	2	2

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は
2を入力

CSVファイルに記載する項目一覧

No	項目	入力内容
①	容量停止計画ID	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
②	実需給年度	編集しない（入力済みの値のまま）
③	電源等識別番号	編集しない（入力済みの値のまま）
④	電源等の名称	編集しない（入力済みの値のまま）
⑤	受電地点特定番号	編集しない（入力済みの値のまま）
⑥	枝番	編集しない（入力済みの値のまま）
⑦	停止設備（号機単位の名称）	編集しない（入力済みの値のまま）
⑧	系統コード（号機単位）	編集しない（入力済みの値のまま）
⑨	作業開始年月日	yyyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2024年10月1日に作業開始の場合「20241001」と入力
⑩	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑪	作業終了年月日	yyyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2024年10月3日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑫	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 注：24:00の場合「2359」と入力 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力
⑬	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号を入力 広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力
⑭	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。 出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力
⑮	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑯	登録区分	1,2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

4. 容量停止計画の調整手続③

「3.1.3.1 調整済み容量停止計画の提出」におけるシステム操作・留意点 (2/2)

- 作業調整が完了した後に、容量停止計画を変更します。
- 「3.1.3.1 調整済み容量停止計画の提出」は、以下の手順に従い、調整済み容量停止計画(年間)の提出を行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

1回目更新時：容量停止計画_0123_2024_0123456789_A1_R1.CSV

事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 枝番※ 変更回数

※枝番はファイルを分割する場合のみ

R2
R3
⋮

※「2.1.2.1容量停止計画(年間)の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。

＜容量停止計画をまとめる場合の留意点＞

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。

① 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

② >「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。

※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続①

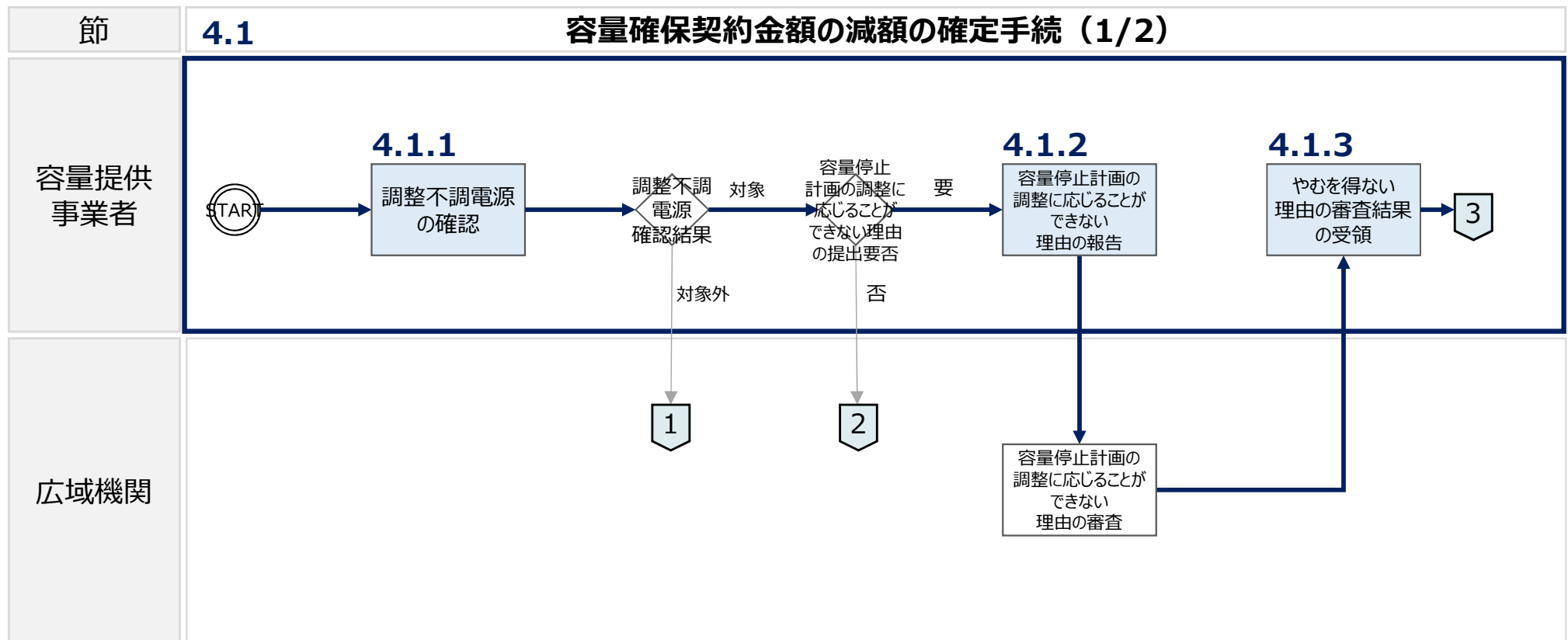
業務全体像（1/2）

容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編 P37-46

36

- 容量確保契約金額の減額の確定に係る業務全体像（1/2）は以下の通りです。
- 本資料では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「4.1.1 調整不調電源の確認」を中心に業務の手順をご説明します。

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ

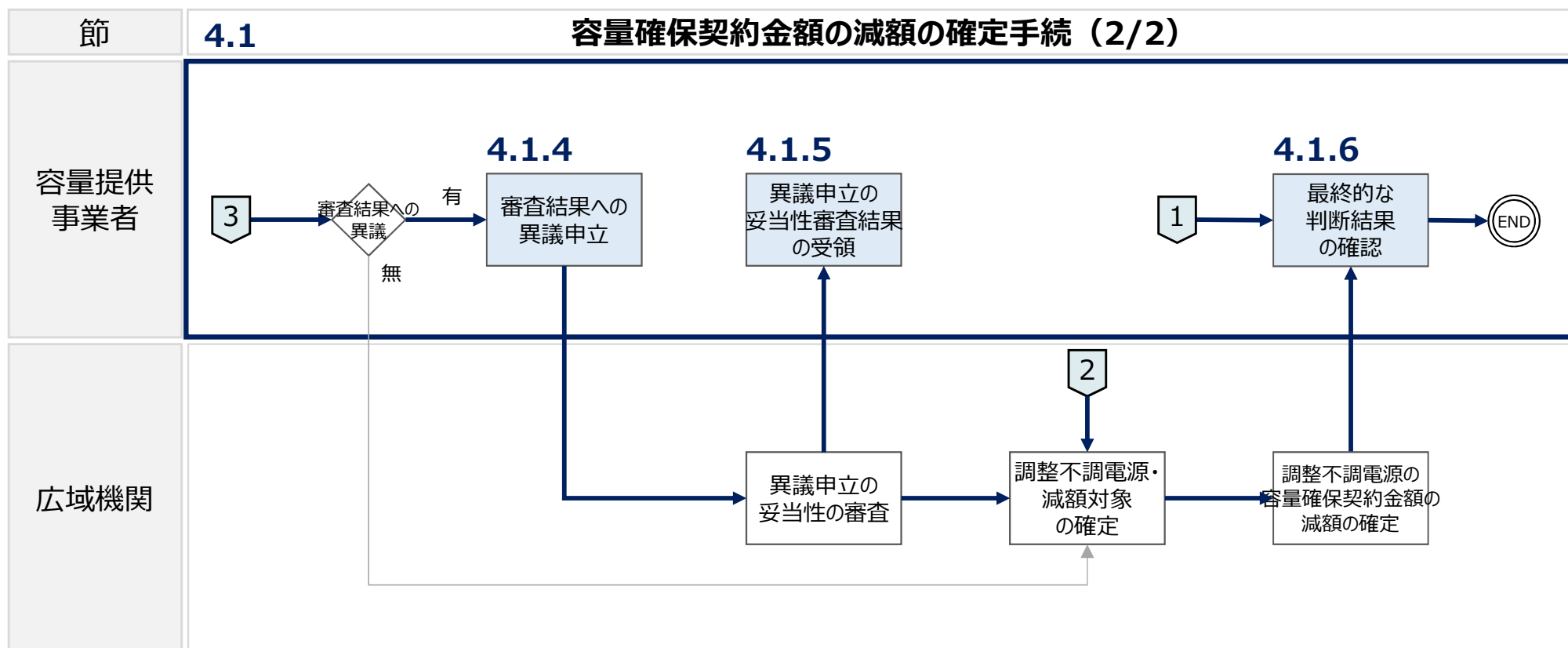


5. 容量確保契約金額の減額の確定手続①

業務全体像（2/2）

- 容量確保契約金額の減額の確定に係る業務全体像（2/2）は以下の通りです。
- 本資料では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「4.1.6 最終的な判断結果の確認」を中心に業務の手順をご説明します。

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ



5. 容量確保契約金額の減額の確定手続②

「3.2.1.1 調整不調電源となった電源の確認」におけるシステム操作・留意点

- 実需給年度2年前の2022年11月から12月末に調整不調電源の登録通知が送付されます。また、実需給年度2年前の2023年1月第2営業日以降、容量市場システムにて調整不調電源の該当有無を確認することができます。
- 「3.2.1.1 調整不調電源となった電源の確認」にあたっては、電源等情報詳細画面において以下の操作を行ってください。

容量市場システム

ログイン日時: 2024/02/05 10:02
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報詳細画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面

実需給年度	2044		
事業者コード	7Y03		
参加登録申請者名	事業者C		
電源等識別番号	0000010110		
経過措置係数[%]			
58.00			
余力活用契約締結			
無			
調整不調電源情報	日数	30.0000	
	減額率[%]	6.0000	
	広域機関判定結果		
削除可能	不可		

①

以下を順に押下し、電源等情報詳細画面を表示します。

「ポータルトップ画面」>「参加登録」タブで「電源等情報管理」を押下
>「電源等情報一覧画面」で実需給年度等必要情報を入力し検索
>「電源等情報一覧(安定電源)」または「電源等情報一覧(変動電源(単独))」にて対象の電源等識別番号リンクを押下
>「電源等情報詳細画面」へ遷移します。

②

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」欄にて
「日数」「減額率(%)」「広域機関判定結果」を確認してください。
電源が調整不調電源でない場合は、「広域機関判定結果」の欄に
「調整不調対象外」と表示されます。

- ※ 容量停止計画が調整不調エリア・時期に該当する場合、電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額の減額対象となる可能性があります。
- ※ 複数の容量停止計画を提出している場合、日数および減額率は応札単位の数値として集計されます。内訳は確認することができません。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続③

「3.2.2 容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」の留意点

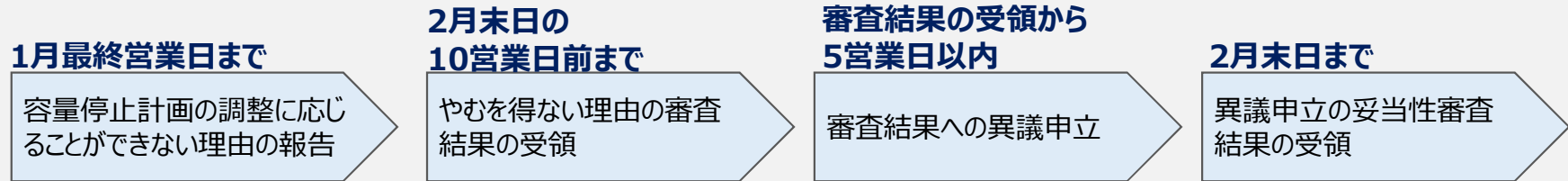
容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について、以下の留意点をご確認ください。

■ やむを得ない理由の報告

- 調整不調電源であることが確認された電源は必要に応じて、実需給年度2年前の2023年1月最終営業日までにはやむを得ない理由をメールにて報告してください。

メール送信先：容量市場受付窓口 youryou_uketsuke@occto.or.jp

「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」に係るスケジュール（実需給年度2年前、2023年1月～）



- 調整に応じることができないやむを得ない理由がある場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない可能性があります。ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合、メーカー・作業員の確保の理由等を報告している容量停止計画は、「供給信頼度確保に影響を与える場合の減額」の対象であることは変わりません。
- なお、やむを得ない理由の例は以下の通りですが、具体的には提出いただいた理由※を個別に確認いたします。
 - 一般送配電事業者との調整が必要である場合(送電線の停止のために計画停止の調整する場合など)
 - メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
 - その他、本機関が妥当であると認めた場合

※やむを得ない理由を証明する資料は第三者が作成したものを提出してください

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続④

調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定の留意点

調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定について、以下の留意点をご確認ください。

■ 調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額確定

- ▶ やむを得ない理由の報告やその結果に対する異議申立により、容量確保契約金額の減額に変更があった場合は、広域機関より審査結果のメール、容量市場システムより変更通知のメールが送付されます。
- ▶ やむを得ない理由の報告後、実需給2年度前の2023年2月末日時点で、調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定します。調整不調電源の該当有無及び容量確保契約金額の減額は、容量市場システム上で確認ができます。
(やむを得ない理由の報告を行っていない場合も容量市場システム上で確認してください。)

■ 容量確保契約内容の変更

- ▶ 容量確保契約金額の減額が確定し、契約金額に変更が発生する場合は、容量確保契約金額の減額状況を反映した変更契約書の締結が必要となります。
- ▶ 減額後の容量確保契約金額の確認、および関連業務の手続きの詳細については「容量停止計画の調整業務編」、「メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編」をご参照ください。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続⑤

調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方 (1/2)

- 容量確保契約金額の減額は、本機関で算定した減額率、経過措置係数と調整不調の日数を乗じた値となります。

- **追加設備量を利用する場合に容量確保契約金額から減額される金額**

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \times \text{経過措置係数} \times 0.3\% \times \text{調整不調の日数} \times$$

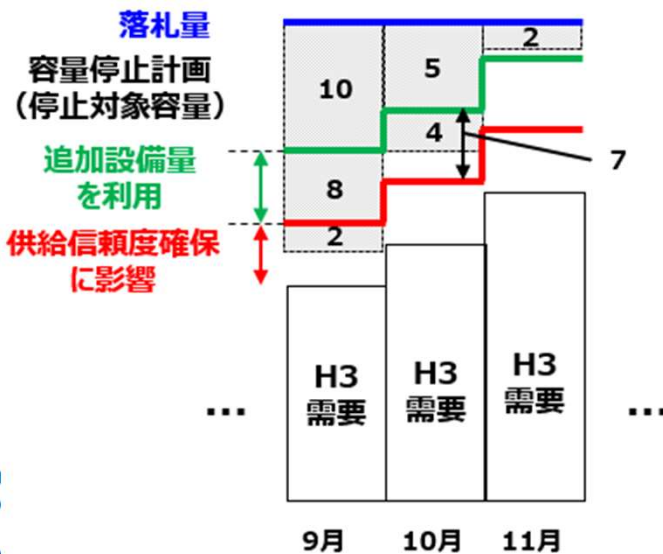
(追加設備量を利用する量の割合で補正)

- **供給信頼度確保に影響を与える場合に容量確保契約金額から減額される金額**

$$= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \times \text{経過措置係数} \times 0.6\% \times \text{調整不調の日数} \times$$

(供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正)

※減額率及び算定期間内の調整不調日数について補正を行う



	9月	10月	11月
停止対象容量	20	9	2
経済的ペナルティ	契約単価 × 契約容量 × 経過措置係数 × (0.3%/日 × 8/8 × 8/20 + 0.6%/日 × 2/20)	契約単価 × 契約容量 × 経過措置係数 × 0.3%/日 × 4/7 × 4/9	減額対象外

追加設備量を利用する
相当量で補正

計画停止の全量と
追加設備量・供給信頼度確保に
影響を与える量で補正

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続⑤

調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方 (2/2)

- 供給信頼度確保に影響を与える量の割合の補正は次のとおり行います。

(減額率に対して行う補正)

- **停止電力の割合で補正**

当該エリア・月の停止電力が「追加設備量を利用している基準」及び「供給信頼度確保に影響を与える基準」に対する割合で補正

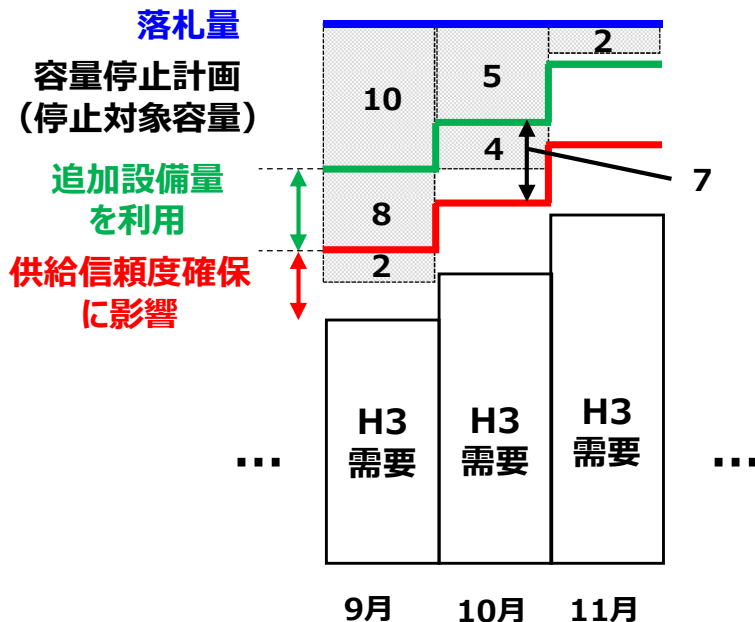
(調整不調の日数に対して行う補正)

- **算定期間に対する調整不調の日数の補正**

月間計画の算定期間が「前半」及び「後半」の場合は、算定期間内の調整不調日数を算定期間の日数を暦日で補正

- **出力可能量に対する調整不調の日数の補正**

調整不調電源の対象となっている容量停止計画の出力可能量とアセスメント対象容量の比率から調整不調日数を補正



【9月の条件を用いて減額率・調整不調の日数を試算】

(前提) アセスメント対象容量3,000kW エリア：東京 算定期間：前半 (9月)

容量停止計画 (想定) 作業期間：9/10～9/20 出力可能量：1,800kW 調整不調日数：6日

9月停止対象容量：20MW、追加設備量を利用する基準容量：8MW

＜減額率に対する補正＞

補正後の減額率 = 0.18%/日 (= 0.12%/日 + 0.06%/日)

・追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × 8MW/8MW × 8MW/20MW = 0.12%/日

・供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × 2MW/20MW = 0.06%/日

＜調整不調の日数に対して行う補正＞

補正後の調整不調日数 = 4.8日 (= 6日 × 2.0 × 0.4)

・算定期間に対する補正率

= 30日 ÷ 15日 = 2.0

・出力可能量に対する補正率

= (1 - 1,800kW/3,000kW) = 0.4

9月の減額 = 契約単価 × 契約容量 × 経過措置係数 × 0.18%/日 × 4.8日

- 対象実需給年度：2024年度に向けた容量市場関連文書について、公表済みのものと今後公表予定のものは以下の通りです。

容量市場関連文書	文書名・文書概要	
容量市場募集要綱	メインオークション募集要綱	容量市場へ参加を希望する電気供給事業者に対して、求める条件や参加方法等を規定。募集の都度(毎年)更新し公表
	以降、順次公表予定(追加オークション募集要綱など)	
容量確保契約書	契約書	容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定
	容量確保契約約款	
容量市場業務マニュアル	メインオークションの参加登録編	参加登録申請の手順、提出書類等について記載
	メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編	メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までの手続きについて記載
	実需給前に実施すべき業務(全般)編	実需給期間前に実施すべきリクワイアメントやペナルティが科された場合の対応について記載
	電源等差替編	電源等差替に必要な手続きについて記載
	実効性テスト編	実効性テストのために必要な手続きについて記載
	容量停止計画の調整業務編	容量停止計画の調整業務のために必要な手続きについて記載
	以降、順次公表予定 (追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編など)	
容量市場システムマニュアル		容量市場システムのログイン方法、入力方法、画面や操作方法を記載した資料

- 【Q-1】減額率を適用する対象は何か。(何の金額に減額率を乗じるのか)
- 【A-1】契約単価 (円/kW)×容量確保契約容量(kW) ×経過措置控除係数が、減額率を適用する対象となります。

例えば、追加設備を利用する場合の経済的ペナルティは「契約単価 (円/kW)×容量確保契約容量(kW)×経過措置控除係数×0.3%×調整不調の日数※」となります。

※追加設備量を利用する量の割合で補正

- 【Q-2】送電線側の計画外作業や事故により発電所が停止した場合など、突発的に発生した事象に対しても一般送配電事業者と連絡を取ることで容量停止計画の調整をしたこととみなされるか示していただきたい。
- 【A-2】容量停止計画の調整は2年前に実施する予定ですので、送電線側の計画外作業や事故による発電所の停止は想定しておりません。ただし、やむを得ない理由により停止計画の追加・変更が必要となる場合は、影響を受ける他の事業者の同意を得ることを基本に追加・変更が可能となります。

- 【Q-3】「追加設備量」とは具体的に何を指すのか。また、“供給信頼度に影響を与える場合、及び追加設備量を利用する場合”の基準はいつ頃公表されるか。
- 【A-3】追加設備量とは、実需給年度において電源の計画停止を行うことにより減少する供給力を補うために供給予備力に加えて追加で確保する供給力です。基準につきましては、調整期間に本機関が提示する情報において公表します。
- 【Q-4】やむを得ない理由と認められる判断基準について確認したい。
- 【A-4】容量停止計画の調整が必要となる場合でも、当資料39ページの例示にあるようなやむを得ない理由により調整に応じることができない際は、経済的ペナルティの対象とならない可能性があります。その他の例外的なやむを得ない理由につきましても、個別発電所の事情等を勘案し総合的に判断しますのでご相談ください。
- 【Q-5】容量停止計画は調整期間終了後以降、原則追加・変更が禁止とされているが、実需給年度において提出する容量停止計画との関係はどのようになるか。
- 【A-5】今回説明している容量停止計画は実需給年度2年前に行う容量停止計画の調整業務を対象としています。なお、実需給年度中の計画停止のリクワイアメントにつきましては、今後公表される業務マニュアルをご確認ください。

- 【Q-6】電源を差し替えた場合、容量停止計画はどのように対応するのか。
- 【A-6】電源を差し替えた場合、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。容量停止計画提出後に電源を差し替えた場合は、差替元の容量停止計画を順守する必要があります。

- 【Q-7】どのような作業を容量停止計画として提出する必要があるのか。
- 【A-7】容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成され则认为しており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。

- 【Q-8】どのような場合に調整不調電源となるのか。
- 【A-8】調整期間終了後において、「追加設備量を利用する場合の基準」又は「供給信頼度確保に影響を与える場合の基準」を満たしていないエリア・期間に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源となります。

- 【Q-9】停止計画は一般送配電事業者の流通設備作業に必ず同調させる必要があるのか。
- 【A-9】電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが基本となりますが、事業者にて同調の可否について検討いただくことを否定するものではありません。

- 【Q-10】7月末までに提出が必要となる長期固定電源(原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱)は容量提供事業者が同調を求める電源のみという理解で良いか。
- 【A-10】当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。
- 【Q-11】作業停止計画と容量停止計画で内容が異なるが、変換を希望した場合はどのように変換するのか。
- 【A-11】作業停止計画から容量停止計画への変換は作業日程を連携し、24ページに記載の前提条件で変換を行います。登録された容量停止計画は必ずご確認ください、自身で作成した容量停止計画の内容と異なる場合は、変更をお願いします。
- 【Q-12】調整係数が適用される電源の出力可能量の算定方法を確認したい。
- 【A-12】純揚水以外の調整係数が適用される電源は、調整係数に作業停止が反映されているため、停止電力を0kWとして出力可能量を算出し、容量停止計画を提出してください。純揚水は、調整係数に作業停止が含まれていないため、停止電力を反映させて出力可能量を算出し、容量停止計画を提出してください。

- 【Q-13】流通設備作業が追加・変更となったことに伴い容量停止計画を追加・変更した場合に経済的ペナルティの対象となるのか。
- 【A-13】流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、通常の経済的ペナルティも含めて経済的ペナルティは科されません。

- 【Q-14】やむを得ない理由の報告をする際に必要となる資料はどのようなものか。
- 【A-14】指定の様式はございませんので、メーカーなどから提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。なお、やむを得ない理由を証明する資料は第三者が作成した資料を提出してください。

- 【Q-15】容量市場の停止調整と、発電所が従来から行っている対送配電の年間、月間、週間、翌日計画の提出業務はどのような関係になるでしょうか。
- 【A-15】従来より発電所が一般送配電事業者と行っている作業調整につきましては今後も変更ありません。容量停止計画は年間計画等と整合を図っていただく必要があります。なお、関係者の同意が得られることを基本に容量停止計画の追加・変更が認められます。

<参考>

「容量市場業務マニュアル（容量停止計画の調整業務編）（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

https://www.occto.or.jp/iken/2021/files/220316_ikenboshuukaitou.pdf

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

電力広域的運営推進機関

English お問い合わせ 検索 専用システム

広域機関について 各種手続き 当機関からのお知らせ 委員会・検討会 報告書 意見募集 調達 採用情報

twitter facebook

広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方

ホーム > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > 容量市場に関するお問い合わせ連絡先

— 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 —

容量市場に関するお問い合わせ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問い合わせの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問い合わせをいただいております。回答までに7~10日ほどのお時間をいただいておりますので、ご了承下さい。

— 参加登録専用問合せ窓口 —

下記に関するお問い合わせは、参加登録お問い合わせフォーマットにご記入の上（※）、以下のメールアドレスまでお送りください。

参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。

事業者コード・クライアント証明書・系統コード
※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問い合わせ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (718KB)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

参加登録お問い合わせフォーマット (20KB)

※メール本文への質問事項の記入はお控え下さい

— その他の問合せ窓口 —

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。お問い合わせ内容はメール本文に記載していただいて構いません。
なお、お問い合わせの際には、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」を明記するようにしてください。

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

こちらまでお問い合わせください。